

施策の方向性

（1）多様な体験・交流、活躍できる場や機会の提供を図ります

全ての子供・若者が、身近な地域において、様々なニーズやそれぞれのライフステージに応じ安心して過ごせる居場所を切れ目なく持つことができるよう、子供・若者が主体となった居場所づくりに、市をあげて取り組みます。子供・若者が活躍できる機会・場を持つことができるよう、子育て青少年拠点夢つながり未来館の「ゆいぴあの夏まつり」のように、子供・若者自らが企画運営に携わる機会を提供し、自己肯定感や主体性、社会性を育みます。

また、自然体験・外遊びを含む様々な遊びや文化芸術活動を体験できる場を提供することにより、子供・若者の健やかな成長の促進に向けた取組を進めます。

（2）児童会館・児童センターの機能強化を図ります

児童館は子供が来たいときに自由に利用できる施設（拠点性）、遊びの中で子供が直面している様々な課題に対応できる場（多機能性）、異なる年齢の子供や地域住民と関わりができる居場所（地域性）としての機能を兼ね備えた施設です。本市の児童会館・児童センターにおいても、これらの機能を存分に発揮し、これまで以上に子供たちの多様な思いに応える居場所となるよう、蓄積してきたノウハウや特色を生かしつつ、利用対象年齢の拡大や開館時間の柔軟化、子供が意見表明できる場の設置、ICTを活用したコミュニケーション環境や学習環境の整備等、機能強化に取り組みます。あわせて老朽化が進む施設の改修や利用対象年齢を広げるためのスペースの確保等、また多様なニーズや年齢層に対応できる人員体制・人材の育成といった課題に取り組みます。

（3）青少年施設における子供・若者と協働し居場所づくりに取り組みます

青少年施設では、全ての子供・若者が、学び、交流し、様々なことにチャレンジできるよう、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりを大切にしています。引き続き、子供・若者たちの声を聴き、子供・若者の視点に立ち、子供・若者とともに作り上げる居場所をめざします。

今後、特に青少年クリエイティブセンターについては、老朽化対策が必要な時期にあり、また、現状の施設配置にも課題があることから、移転・集約建替えにより、子供・若者を取り巻く今日的課題にも対応でき、乳幼児期から青年期までの子供・若者が互いに交流し、活動などができる施設への再整備をめざします。



I 教育・保育等提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育等^{※1}及び地域子ども・子育て支援事業^{※2}の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

※1 教育・保育等

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

ウ 乳児等通園支援

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針から関係部分を整理】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・地域別保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分または地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、次の視点により検討しました。

- (1) 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- (2) 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に施設を整備できること。
- (3) 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- (4) 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- (5) 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。
- (6) 教育・保育等の提供については、できる限り区域内での確保を原則とするが、困難な場合は隣接区域での確保を可能とすること。



本市では、教育・保育等提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢ごとに「量の見込み」及びそれに対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

教育・保育	設定区域数
教育（1号認定）	3
保育（2号・3号認定）	3
乳児等通園支援事業	1

地域子ども・子育て支援事業	設定区域数
利用者支援事業	
（基本型・特定型）	1
（こども家庭センター型）	1
（地域子育て相談機関）	6
地域子育て支援拠点事業	6
妊婦健康診査	1
乳児家庭全戸訪問事業	1
養育支援訪問事業等	1
子育て短期支援事業	1
ファミリー・サポート・センター事業	1
一時預かり事業（幼稚園型）	3
一時預かり事業（幼稚園型以外）	6
延長保育事業	3
病児保育事業	3
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	35
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1
多様な主体の参入促進事業	1
子育て世帯訪問支援事業	1
児童育成支援拠点事業	1
親子関係形成支援事業	1
妊婦等包括相談支援事業	1
産後ケア事業	1



ウ 3号認定

基本情報	(ア) 満3歳未満、保育認定 (イ) 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業*
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。利用申込が集中する地区に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためにある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

*「地域型保育事業」とは、原則として0～2歳児を対象とする事業です。吹田市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を採用しています。児童福祉法改正により、令和8年度から3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業の実施が可能になります。

(2) 教育・保育の現状について

ア 教育における区域別施設状況

区域	幼稚園		合計
	公立	私立	
A JR以南地域、片山・岸部地域	4か所	4か所	8か所
B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	4か所	4か所	8か所
C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	4か所	8か所	12か所
合計	12か所	16か所	28か所

イ 保育における区域別施設状況

区域	保育所		小規模保育所等	合計
	公立	私立		
A JR以南地域、片山・岸部地域	5か所	11か所	8か所	24か所
B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	6か所	17か所	28か所	51か所
C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域	4か所	22か所	12か所	38か所
合計	15か所	50か所	48か所	113か所



(3) 認定区分別・区域別の「量の見込み」

ア 1号認定(教育) ※年度末時点

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
JR以南地域 片山・岸部地域	755	719	708	737	744
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	1,583	1,532	1,469	1,514	1,517
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	1,752	1,673	1,599	1,553	1,541

イ 2号認定(幼稚園利用希望) ※年度末時点

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
JR以南地域 片山・岸部地域	176	175	177	187	194
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	264	263	260	274	281
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	424	417	406	402	405

ウ 2号認定(保育所・認定こども園) ※年度末時点

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
JR以南地域 片山・岸部地域	947	942	957	1,017	1,045
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	1,509	1,524	1,517	1,620	1,678
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	1,371	1,338	1,301	1,288	1,316

※満三歳以上限定小規模保育事業 なし

エ 3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育事業) ※年度末時点

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
JR以南地域 片山・岸部地域	949	977	976	1,058	1,083
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	1,685	1,762	1,864	2,021	2,099
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	1,576	1,567	1,582	1,587	1,674

(4) 認定区分別・区域別の「量の見込み」と提供量及び不足数(令和7年度(2025年度)実績)

ア 1号認定(教育)

(単位:人)

1号認定	JR以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
3歳児	270	531	555
4歳児	269	564	669
5歳児	281	557	645
②提供量			
3歳児	407	530	1,341
4歳児	471	547	1,526
5歳児	551	587	1,601
不足数 ①-②			
3歳児	△137	1	△786
4歳児	△202	17	△857
5歳児	△270	△30	△956

イ 2号認定(幼稚園利用希望)

(単位:人)

2号認定	JR以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
3歳児	49	89	100
4歳児	81	89	154
5歳児	62	92	136
②提供量			
3歳児	94	89	229
4歳児	104	104	244
5歳児	102	103	242
不足数 ①-②			
3歳児	△45	0	△129
4歳児	△23	△15	△90
5歳児	△40	△11	△106



ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

(単位：人)

2号認定	J R以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
3歳児	322	552	517
4歳児	294	499	443
5歳児	306	475	492
②提供量			
3歳児	400	540	663
4歳児	418	550	680
5歳児	428	555	689
不足数 ①-②			
3歳児	△78	12	△146
4歳児	△124	△51	△237
5歳児	△122	△80	△197

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

(単位：人)

3号認定	J R以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
0歳児	171	272	239
1歳児	404	751	681
2歳児	381	681	693
②提供量			
0歳児	170	289	290
1歳児	337	566	587
2歳児	404	631	677
不足数 ①-②			
0歳児	1	△17	△51
1歳児	67	185	94
2歳児	△23	50	16



(5) 教育・保育の新たな確保方策の必要性について

ア 教育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 1号認定（教育）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	3歳児	3歳児と4歳児の供給量は不足していますが、他区域で定員に余剰のある私立幼稚園がスクールバスを運行して広域的な受け入れを行うため、実際上の不足は生じないものと判断します。	量の見込みの減少が見込まれること、他地域の受入枠に余裕が見込まれることから確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

イ 保育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 2号認定（幼稚園利用希望）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		



(イ) 2号認定(保育所・認定こども園)

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	
		4歳児	<u>将来的に保育ニーズ増加を見込んでおり、施設整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。</u>	<u>①保育所の整備 (1か所)</u> <u>②既存施設の改築 (1か所)</u>
		5歳児	なお、他の区域における提供量の不足を補うことが期待できる場合には、本区域においても施設整備を含めた複合的な対策が有効と判断します。	
B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	3歳児	3歳児の提供量は不足しており、4歳児と5歳児の提供量は充足しています。	
		4歳児	将来的に保育ニーズ増加を見込んでおり、施設整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	<u>①保育所の整備 (7か所)</u>
		5歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	
		4歳児	なお、他の区域における提供量の不足を補うことが期待できる場合には、本区域においても施設整備を含めた複合的な対策が有効と判断します。	<u>①既存施設の認定こども園移行の推進</u>
		5歳児		



(ウ) 3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育事業)

区域	年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A JR以南地域、 片山・岸部地域	0歳児	0歳児と <u>1歳児</u> の提供量は <u>不足</u> してお り、 <u>2歳児</u> の提供量は <u>充足</u> して います。	<u>①保育所の整備</u> (1か所) <u>②小規模保育事業所</u> の整備 (5か所) <u>③幼稚園の預かり保</u> 育の推進
	1歳児	<u>将来的に保育ニーズ増加を見込</u> んでおり、 <u>施設整備を含めた複合</u> 的な対策が必要と判断します。	
	2歳児	なお、他の区域における提供量 の不足を補うことが期待できる場 合には、本区域においても施設整 備を含めた複合的な対策が有効と 判断します。	
B 豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	0歳児	0歳児の提供量は充足してお り、1歳児と2歳児の提供量は不 足しています。	<u>①保育所の整備</u> (7か所) <u>②小規模保育事業所</u> の整備 (16か所) <u>③幼稚園の預かり保</u> 育の推進
	1歳児	<u>将来的に保育ニーズ増加を見込</u> んでおり、 <u>施設整備を含めた複合</u> 的な対策が必要と判断します。	
	2歳児		
C 山田・千里丘地域 ニュータウン地域	0歳児	0歳児の提供量は充足してお り、1歳児と <u>2歳児</u> の提供量は不 足しています。	<u>①小規模保育事業所</u> の整備 (1か所) <u>②既存施設の認定こ</u> ども園移行の推進 <u>③幼稚園の預かり保</u> 育の推進
	1歳児	<u>将来的に保育ニーズ増加を見込</u> んでおり、 <u>施設整備を含めた複合</u> 的な対策が必要と判断します。	
	2歳児	なお、他の区域における提供量 の不足を補うことが期待できる場 合には、本区域においても施設整 備を含めた複合的な対策が有効と 判断します。	



(6) 確保方策による教育・保育の提供（確保）量

- ア 「量の見込み」は、令和11年度(2029年度)末時点の見込値です。
- イ 既存施設は、令和7年(2025年)4月1日時点の幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所の定員です。
- ウ 広域等は、令和7年(2025年)4月1日時点の市外への委託数、企業主導型保育施設（地域枠）の定員及び既存施設の定員超過受入数の合計から市外受託数を差し引いた数値です。
- エ 確保方策の内容は、当該年度に整備（廃止）を予定している定員です。
- オ 確保方策は、既存施設の活用（増改築、幼稚園での預かり保育等）及び幼稚園の認定こども園移行を基本とし、これによってもなお提供量不足が見込まれる場合には、当該不足定員を拡充するに適した施設を整備します。



◆ A JR以南地域、片山・岸部地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
JR以南地域、 片山・岸部地域	量の見込み	744	194	1,045	1,083	
	既存施設	1,429	300	1,223	825	
	広域等			51	96	
	令和7年度 (2025年度)					
	令和8年度 (2026年度)	△60		△1	46	○幼稚園廃止 (1号△60) ○既存施設改築 (2号△1、3号 8) ○小規模2か所整備 (3号 38)
	令和9年度 (2027年度)	△19	△9	11	39	○保育所1か所整備 (2号 61、3号 39) ○既存施設の認定こども園 移行 (1号△19、2号(幼) △9、2号△50)
	令和10年度 (2028年度)				57	○小規模3か所整備 (3号 57)
	令和11年度 (2029年度)				24	○幼稚園での預かり保育 (3号 24)
	計	△79	△9	10	166	○保育所1か所整備 (2号 61、3号 39) ○小規模5か所整備 (3号 95) ○既存施設改築 (2号△1、3号 8) ○幼稚園の預かり保育 (3号 24) ○既存施設の認定こども園 移行 (1号△19、2号(幼) △9、2号△50) ○幼稚園廃止 (1号△60)
不足数		△606	△97	△239	△4	
«確保方策»						
保育所1か所、小規模保育事業所を5か所それぞれ整備します。						
既存施設1か所を改築します。						
幼稚園での預かり保育を推進します。						



◆ B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	量の見込み	1,517	281	1,678	2,099	
	既存施設	1,664	296	1,544	1,282	
	広域等			135	218	
	令和7年度 (2025年度)			51	96	○保育所 1か所整備 (2号 51、3号 39) ○小規模3か所整備 (3号 57)
	令和8年度 (2026年度)			47	90	○保育所 1か所整備 (2号 47、3号 33) ○小規模3か所整備 (3号 57)
	令和9年度 (2027年度)			183	174	○保育所 3か所整備 (2号 183、3号 117) ○小規模3か所整備 (3号 57)
	令和10年度 (2028年度)			145	170	○保育所 2か所整備 (2号 145、3号 75) ○小規模5か所整備 (3号 95)
	令和11年度 (2029年度)				86	○小規模2か所整備 (3号 38) ○幼稚園での預かり保育 (3号 48)
	計			426	616	○保育所 7か所整備 (2号 426、3号 264) ○小規模16か所整備 (3号 304) ○幼稚園での預かり保育 (3号 48)
不足数		△147	△15	△427	△17	

«確保方策»

保育所を7か所、小規模保育事業所を16か所それぞれ整備します。

幼稚園での預かり保育を推進します。



◆ C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
山田・千里丘地域、ニュータウン地域	量の見込み	1,541	405	1,316	1,674	
	既存施設	4,468	715	1,930	1,380	
	広域等			135	189	
	令和7年度 (2025年度)				12	○幼稚園での預かり保育 (3号 12)
	令和8年度 (2026年度)					
	令和9年度 (2027年度)				19	○小規模1か所整備 (3号 19)
	令和10年度 (2028年度)	△96		72	15	○既存施設の認定こども園 移行(1号△96、2号 72、 3号 15)
	令和11年度 (2029年度)				69	○幼稚園での預かり保育 (3号 69)
	計	△96		72	115	○小規模1か所整備 (3号 19) ○幼稚園での預かり保育 (3号 81) ○既存施設の認定こども園 移行(1号△96、2号 72、 3号 15)
	不足数	△2,831	△310	△821	△10	

«確保方策»

小規模保育事業所を1か所整備します。

既存施設の認定こども園移行を推進します。

幼稚園での預かり保育を推進します。

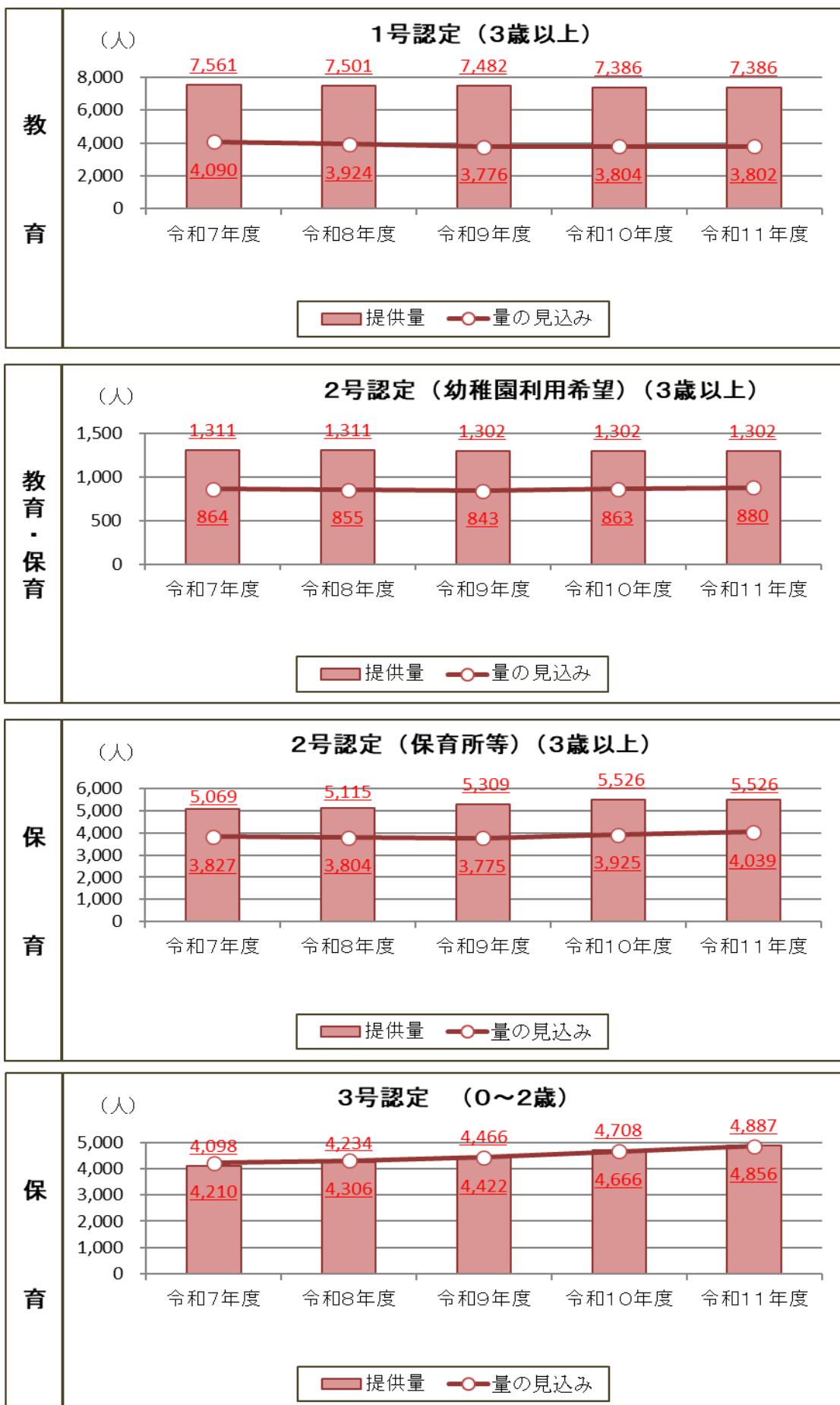


◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
全区域	量の見込み	3,802	880	4,039	4,856	
	既存施設	7,561	1,311	4,697	3,487	
	広域等			321	503	
	令和7年度 (2025年度)			51	108	
	令和8年度 (2026年度)	△60		46	136	
	令和9年度 (2027年度)	△19	△9	194	232	
	令和10年度 (2028年度)	△96		217	242	
	令和11年度 (2029年度)				179	
	計	△175	△9	508	897	○保育所 8か所整備 (2号 487、3号 303) ○小規模22か所整備 (3号 418) ○既存施設改築 (2号△1、3号 8) ○幼稚園での預かり保育 (3号 153) ○既存施設の認定こども園 移行(1号△115、2号(幼) △9、2号 22、3号 15) ○幼稚園廃止(1号△60)
	不足数	△3,584	△422	△1,487	△31	
«確保方策»						
保育所を 8か所、小規模保育事業所を 22か所それぞれ整備します。 既存施設 1か所を改築します。 <u>既存施設の認定こども園移行を推進します。</u> 幼稚園での預かり保育を推進します。						





(7) 保育利用率の目標値の設定について

児童数全体に占める3号認定の提供量の割合について、目標値を設定します。

3号認定 ※年度末時点

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
保育利用率	46%	48%	50%	50%	51%
保育提供量	4,098	4,234	4,466	4,708	4,887
推計児童数	8,870	8,898	8,995	9,381	9,613

[参考] 2号認定（幼稚園利用希望を含む） ※年度末時点

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
保育利用率	67%	69%	73%	73%	72%
保育提供量	6,380	6,426	6,611	6,828	6,828
推計児童数	9,571	9,345	9,117	9,312	9,433



(8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するため、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の児童が保護者の就労要件等を問わず保育所等を一定時間利用できる事業（実施時期：令和8年4月）
担当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

（単位：人日）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	量の見込み	二	4	4	4	4
	確保方策	二	4	4	4	4
1歳児	量の見込み	二	2	2	2	2
	確保方策	二	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	二	2	2	2	2
	確保方策	二	2	2	2	2

《提供体制・確保方策》

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等

量の見込みはニーズ調査における不定期な一時預かりの利用の目的のうち、その他と回答した割合（6.4%）を乗じて算出した。

*令和8年度以降は「教育・保育等」の支援給付として位置付け。



(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊婦等に面談を行い心身の状況や生活環境等を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供や相談支援等を行う事業
担当	すこやか親子室
提供区域	吹田市全域

(単位：人、回)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	妊娠届出数	2,899	2,887	2,888	2,959	2,930
	面談実施回数	7,537	7,795	7,798	7,989	7,911
《提供体制・確保方策》						
すこやか親子室						

*量の見込み 1組当たり面談回数2.6回

(18) 産後ケア事業

事業内容	産婦の心身の負担と育児不安の軽減を図るために、産科医療機関等で宿泊やデイサービスによる心身のケアや育児サポート等を実施する事業
担当	すこやか親子室
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（延べ人数）	1,390	1,529	1,682	1,850	2,036
確保方策（延べ人数）	1,390	1,529	1,682	1,850	2,036



イ 利用者支援

多様化する子育てサービス需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では様々な施設・事業類型が制度化され、市では「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」を実施します。妊婦及び子供とその保護者が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において情報提供を行うとともに、状況に応じて相談・助言や関係機関との連携等利用者への支援を行います。

また、保育所等子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯や子供が身近に相談することができる相談機関を整備します。

ウ 地域子育て支援

全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズを把握し、子育てに対する不安や孤独感、負担感を和らげ、子供を産み育てることに喜びが感じられるよう、身近な場所での地域開放行事や育児教室等の開催や子育て相談等が受けられる環境を整えるとともに、親子の仲間づくりができる交流の場を設けます。

エ 一時預かり

育児の不安や負担感を和らげるため、保育所や拠点施設において子供を一時的に預かるなどの支援を行います。幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

オ 留守家庭児童育成室

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、様々な手法を検討します。

（6）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

（7）教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策

教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行に努めます。



(8) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して経験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園、認定こども園、保育所の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子供の生活や教育方法は異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることに着目し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

ウ 幼稚園教諭、保育教諭、保育士と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、幼稚園教諭や保育教諭、保育士と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行います。

エ 合同研修

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行ったり、授業参観や保育参観等、相互理解の機会を設けたりします。

オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムの編成を検討し、子供の育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付制度においては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、公正かつ適正な支給を勘案し、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施し、特定子ども・子育て支援施設等に対して支給する場合は、当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期に配慮します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査については、大阪府や府内関係部署に対し関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、大阪府等との連携や情報共有を図りながら、効果的な確認や指導監査を行います。

